

研究報告

国際民事執行・保全法研究会（東吳大学大会）報告（1）

本研究の背景と意義

酒 井 一

1. はじめに

ボーダレス化した現代社会において、国際的に実効的な権利実現の制度の構築は急務である。EUはひとつの手本ということができようが、すでにいくつかの国々で離脱が取り沙汰され、それがBREXITによって現実味を帯び、予断を許さない状況にある。日本が位置するアジアにおいては、中国経済にはかつての勢いが見られないものの、東南アジア諸国の経済発展はめざましい。アジア諸国の企業との取引活動は、今後ますます盛んになることが予想される。取引にはリスクが伴わざるを得ない。取引相手国での確実かつ迅速な債権回収の可能性は関心事とならざるを得ない。かくして、アジア諸国の民事執行及び保全に関する法制度に関する研究が重要なになってくる。

2. 本研究の意義

1) 実務的観点¹⁾

日本と台湾の間には正式な国交関係はなく、非政府間の実務関係として維持されている。それにもかかわらず、両国間での経済活動は非常に活発であり、衰える気配はない。たとえば、貿易額は、輸出370億ドル、輸入

1) 以下本文の数字等に関しては、外務省のホームページによる（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taiwan/index.html>）。

233 億ドルにのぼり²⁾、日本からの直接投資も 4.5 億米ドルある³⁾。

また、人的交流も盛んであり、在留邦人は 20,162 人を数え、日本からの訪台者数は約 190 万人、台湾からの訪日者数は約 417 万人にのぼる⁴⁾。

かくして、台湾の法制度、とりわけ国際民事執行及び保全制度に関する解明は、実務的に重要であり、必須かつ急を要するものと考えられる。

2) 学術的観点

国内的なレベルにおいてすら、民事執行制度が十分な機能を果たしている国は少ない。経済が複雑化し、グローバル化することにより国際的な実効的権利実現制度の構築は喫緊の課題となっている。この法分野は、民事訴訟法、民事執行法、民事保全法のほか、国際取引法、国際私法など様々な法分野と関連し、研究対象としての狭間にあって、十分に議論・研究されてきたとは言い難い。さらには国ごとに問題状況を異にし、問題の所在も明確にされていない。こうした問題意識を共有する民事訴訟法及び国際私法の研究者が集結し、国際民事執行・保全法に関する研究を実施することとなった。手始めに、国際的な民事執行・保全法に関する日本と台湾の比較法という観点からのシンポジウムを開催することができた。台湾の実務家（弁護士及び裁判官）の参加も得ることができ、議論がより深まった。順次、その成果を掲載していくこととする。これらの成果が国際民事執行・保全法研究に裨益することができるならば、幸いである。

なお、本研究に関しては、文部科学省の科研費の助成を受けることができた⁵⁾。ここに感謝の意を表したい。

-
- 2) 2015 年 JETRO。なお、主要輸出品は、電気機器、一般機械、化学製品、金属・金属製品であり、主要輸入品 原油・鉱産物、電気機器、一般機械、化学製品とのことである。
 - 3) 2015 年、台湾経済部投資審議委員会。
 - 4) 台湾交通部觀光局及び JNTO。
 - 5) 課題名「多様な権利内容に応じた実効的な国際的権利保護制度の構築」、課題番号 16H01990。